○高知市里山保全条例施行規則

（平成12年4月1日規則第35号）

（趣旨）

第1条　この規則は，高知市里山保全条例（平成12年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（里山保全地区の案の公告）

第2条　条例第6条第2項（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による公告は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　里山保全地区の名称

(2)　指定をしようとする区域

(3)　縦覧場所

（里山保全地区内における行為の届出）

第3条　条例第9条第1項の規定による届出は，里山保全地区内行為届出書（様式第1号）に関係図書を添付して行うものとする。

（里山の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第4条　条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める行為は，土石，木竹その他の物件の集積又は貯留とする。

（里山保全地区内における届出を要しない行為）

第5条　条例第9条第2項に規定する規則で定める行為とは，次に掲げる行為とする。

(1)　建築物その他の工作物の新築，改築又は増築で，当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2)　社寺境内地又は墓地における鳥居，灯籠，墓碑等の新築，改築又は増築で，当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3)　土地の形質の変更で，当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものであって，その高さが0.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの

(4)　次に掲げる木竹の伐採又は移植

ア　間伐，枝打ち，整枝等木竹の保育のために必要な行為又は下草の除草等通常の管理行為

イ　枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし

ウ　自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ　果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採

オ　仮植した木竹の剪定又は移植

カ　測量，実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(5)　面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

(6)　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(7)　農業又は林業を営むために行う幅員が2メートル以下の用排水施設，農道若しくは林道の新設又は改良で改良後の幅員が2メートル以下であるもの
(8)　国又は地方公共団体が行う行為

(指導基準)

第6条　条例第10条第1項に規定する規則で定める基準は，次の各号に定めるとおりとする。
(1)　里山の景観及び機能を著しく損なわないものであること，又はそのために必要な対策が講じられているものであること。
(2)　緑地の損失を最小限にとどめるものであること，又はその回復について必要な対策が講じられているものであること。
(3)　動植物等の生息に重大な影響を及ぼすおそれがないものであること，又はそのために必要な対策が講じられているものであること。
(4)　当該地及びその周辺の地域にがけ崩れ，土砂の流出等による被害が生じないものであること，又はそのために必要な対策が講じられているものであること。
(5)　次項の規定に基づいて地区別指導基準が策定されているときは，これに適合していること。

2　市長は，里山保全地区の特性に応じ必要と認めるときは，里山保全地区ごとの基準として地区別指導基準を策定することができる。

3　条例第6条第2項から第4項まで，第7条及び第8条の規定は，地区別指導基準の策定，変更及び廃止に準用する。

(違反事実等の公表)

第7条　条例第11条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は，次に掲げるとおりとする。
(1)　条例第9条第1項の届出をせず，又は虚偽の届出により同項各号に掲げる行為をした者の住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の職・氏名)
(2)　行為を行った場所及び行為の内容

(身分証明書)

第8条　条例第12条第4項の身分を示す証明書は，身分証明書(様式第2号)によるものとする。

(里山保全協定)

第9条　条例第13条に規定する里山の保全に関する協定を締結する土地の規模は，1,000平方メートル以上とする。ただし，特に保全を必要と認めるものについては，この限りでない。

(里山保全協定の公告)

第10条　条例第13条第4項に規定する公告は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　協定を締結した土地の区域

(2)　協定期間

(3)　その他市長が必要と認める事項

(里山保全協定地区状況変動届)

第11条　条例第14条第2項の規定による届出は，里山保全協定地区状況変動届出書(第3号様式)により行うものとする。

(市民の里山における行為の制限)

第12条　市民の里山においては，次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし，里山の保全のために必要と市長が認める場合は，この限りでない。

(1)　市民の里山を損傷し，又は汚損すること。

(2)　木竹を伐採し，又は植物を採取すること。

(3)　鳥獣，魚類を捕獲し，又は殺傷すること。

(4)　里山の管理に必要なもの以外の屋外広告物を表示すること。

(5)　立入禁止区域に立ち入ること。

(6)　前各号に掲げるもののほか，管理上支障がある行為

2　前項の規定(同項ただし書に係る部分を除く。)は，市民の里山の特性に応じて市長が必要と認める区域においては，その一部を適用しないこととすることができる。

(市民の里山の利用の禁止又は制限)

第13条　市長は，市民の里山の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は市民の里山に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては，市民の里山を保全し，又はその利用者の危険を防止するため，区域及び期間を定めて，市民の里山の利用を禁止し，又は制限することができる。

(市民の里山の使用の許可等)

第14条　市長は，市民の里山の一部をその用途又は目的を妨げない限度において，使用することを許可することができる。

2　市長は，前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは，当該許可を取り消すことができる。

(1)　この規則の規定に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3)　その他市長が必要と認めたとき。

3　使用者は，その権利を譲渡し，又は転貸してはならない。ただし，市長の承認を得た場合は，この限りでない。

4　使用者は，市民の里山の使用が終了したとき，又は当該使用の許可が取り消されたときは，直ちにその使用に係る部分を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第15条　市民の里山の施設若しくは竹木その他の物件を損傷し，又は滅失した者は，これを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

（その他）

第16条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

様式第1号

里山保全地区内行為届出書

［別紙参照］

様式第2号

身分証明書

［別紙参照］

様式第3号

里山保全協定地区状況変動届出書

［別紙参照］

様式第1号

里山保全地区内行為届出書

高知市長　　様

年　　月　　日

届出者　　住所
氏名
電話

里山保全地区内で次の行為を行うので，高知市里山保全条例第９条第１項の規定により，関係図書を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">行　為　地</td><td>所在</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>地目</td><td colspan="3">(ア)田　(イ)畑　(ウ)宅地　(エ)山林　(オ)原野
(カ)池沼　(キ)その他（　　）</td></tr>
<tr><td>現況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>行為の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行為の期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設　計　者</td><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">施　工　者</td><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他の法令の規定により必要な許認可等</td><td colspan="2">許認可等の名称</td><td colspan="2">許認可等の申請年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　行為をしようとする土地の所在については，周辺の状況が分かる地図を添付すること。

２　行為の内容は，別紙とし，次に掲げる事項を記載するとともに，内容の分かる図面を添付すること。

（１）　建築物その他の工作物の新築，改築，増築又は移転の場合
新築，改築，増築又は移転の別，敷地面積，規模，構造，仕様の概略

（２）　宅地の造成，土地の開墾，土石の採取その他の土地の形質の変更の場合

ア　宅地の造成，土地の開墾の場合
宅地の造成，土地の開墾の別　施行面積，施行の概要，施行後の取扱い

イ　土石の採取
採取の種類及び方法，採取量，施行設備，採取の面積，採取後の取扱い

ウ　その他の土地の区画形質の変更
施行面積，施行の概要，施行後の取扱い

（３）　木竹の伐採又は移植
林況（樹種，樹齢），伐採（移植）面積又は択伐率，伐採（移植）樹種，伐採（移植）跡地の取扱い

（４）　水面の埋立て
埋立て面積，埋立て後の取扱い

様式第2号

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

写真貼付

所　属

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

発行年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

上記の者は，高知市里山保全条例第12条第１項の規定により，他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

高知市長　　印

（９センチメートル×6.5センチメートル）

（裏）

高知市里山保全条例（抜粋）

（立入調査）

第12条　市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は，里山保全地区の指定又は保全のために必要と認めるときは，他人の土地に立ち入り，又はその状況を調査することができる。

２　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては，あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし，あらかじめ通知することが困難である場合においては，この限りでない。

３　前項の規定により宅地又はかき，さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては，立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　第１項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があった場合においては，これを提示しなければならない。

５　土地所有者等は，正当な事由がない限り，第１項の規定による立入り又は調査を拒み，又は妨げてはならない。

６　第１項の規定による立入り及び調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第3号

里山保全協定地区状況変動届出書

高知市長　　様

届出者　住　　所

氏　　名

（電話番号）

協定を締結した土地	
状況変動の内容	
状況変動の時期及び原因	
その他	